

議案第59号

逗子市下水道条例の一部改正について

逗子市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市下水道条例の一部を改正する条例

逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第2号中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

別表中「

一般	基本額	8立方メートルまでの分	566円
汚水	加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え15立方メートルまでの分	87円
		15立方メートルを超え20立方メートルまでの分	91円
		20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	110円
		25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	119円
		30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	122円
		40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	132円

		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	145円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	163円
		500立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	189円
		5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	199円
		10,000立方メートルを超える分	243円

」を「

一般	基本額	8立方メートルまでの分	679円
汚水	加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え15立方メートルまでの分	104円
		15立方メートルを超え20立方メートルまでの分	109円
		20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	132円
		25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円
		30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	154円
		40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	185円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	203円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	229円
		500立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	266円

		5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	281円
		10,000立方メートルを超える分	343円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第11条第3項第2号の改正規定は、同年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第3項第2号の規定は、令和4年1月4日の使用料から適用し、同月3日までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の逗子市下水道条例別表の規定は、令和4年7月1日の使用料から適用し、同年6月30日までの使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

下水道事業会計の赤字の解消を図るために使用料を改定し、及び地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、改正の要あるため提案する。